

4. 国領駅

【自転車等駐車施設整備台数】

○令和7年度の国領駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を現状の水準を維持し、1,500台とします

＜令和7年度の駐輪需要＞

| | | |
|------------|-------|------------|
| H31.1 駐輪需要 | 補正 | 令和7年度の駐輪需要 |
| 1,341台 | ×1.14 | → 1,500台 |

＜整備の方針と令和7年度の自転車等駐車施設整備台数＞

| [供給台数] | 平成20年 計画策定時 | 令和2年 7月時点 | 令和7年度 (計画終了) |
|---------------|----------------|--------------|------------------|
| 公共自転車等駐車場 | 2,530 | 1,518 | 現状の水準を維持 → 1,500 |
| 民間自転車等 駐車場 | 一般 | — | 補助制度等により誘導 → |
| | 建物附帯 | 419 | |

【施策取り組みの方向性】

- 民間駐車場への補助等の施策を継続的に行う。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc以下）は、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

5. 布田駅

【自転車等駐車施設整備台数】

○令和7年度の布田駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を現状の水準を維持し、350台とします

＜令和7年度の駐輪需要＞

| | | |
|------------|-------|------------|
| H31.1 駐輪需要 | 補正 | 令和7年度の駐輪需要 |
| 300台 | ×1.15 | → 350台 |

＜整備の方針と令和7年度の自転車等駐車施設整備台数＞

| [供給台数] | 平成20年 計画策定時 | 令和2年 7月時点 | 令和7年度 (計画終了) |
|---------------|----------------|--------------|-----------------|
| 公共自転車等駐車場 | 190 | 328 | 現状の水準を維持 → 350 |
| 民間自転車等 駐車場 | 一般 | 126 | 現状の水準を維持 → 130 |
| | 建物附帯 | — | — |

【施策取り組みの方向性】

- 民間駐車場への補助等の施策を継続的に行う。
- 商店街等へのシェアサイクルステーションの設置を検討・協議する。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc以下）は、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

※大型自転車とは…

ここでは、子どもを乗せるための椅子の付いた自転車、電動アシスト自転車や、三輪型自転車など、通常の自転車よりも横幅や重量のある自転車や、特殊な形状の自転車をさします。

これらの自転車は一般的なサイクルラックに停めにくいいため、平置き式の駐輪スペースが必要となっています。



6. 調布駅

【自転車等駐車施設整備台数】

○令和7年度の調布駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を乗降客数により自転車等利用が増加すると想定し、7,250台とする。

＜令和7年度の駐輪需要＞

| | | |
|------------|-------|------------|
| H31.1 駐輪需要 | 補正 | 令和7年度の駐輪需要 |
| 6,588台 | ×1.10 | → 7,250台 |

＜整備の方針と令和7年度の自転車等駐車施設整備台数＞

| [供給台数] | | 平成20年 計画策定時 | 令和2年 7月時点 | 令和7年度 (計画終了) |
|---------------|------|----------------|--------------|-------------------------|
| 公共自転車等駐車場 | | 7,469 | 6,915 | 路上駐輪も含めて必要台数を整備 → 7,250 |
| 民間自転車等 駐車場 | 一般 | — | 689 | 現状の水準を維持 → 700 |
| | 建物付帯 | 941 | 1,978 | |

【施策取り組みの方向性】

- 借地による公共自転車等駐車場については、長期的に自転車等駐車場として利用できるように土地の公有化等を進め、立体化を図る。
- 公共自転車等駐車場の一時利用の混雑緩和を図る必要があり、また、買い物客による短時間の駐輪需要に対応するため、路上駐輪場について検討を進める。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 民間自転車等駐車場については、土地利用の転換などから撤去の可能性があるため、駐車場への補助等の施策を行いながら、需要の状況を踏まえて公共自転車等駐車場の新規整備についても検討する。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 放置自転車の状況を注視しながら、実態に合わせた追加対策を検討する。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc以下）は、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

7. 西調布駅

【自転車等駐車施設整備台数】

○令和7年度の西調布駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を現状の水準を維持し、北口で550台、南口で1,550台とする。

＜令和7年度の駐輪需要＞

| | | | |
|----|------------|-------|------------|
| | H31.1 駐輪需要 | 補正 | 令和7年度の駐輪需要 |
| 北口 | 423台 | ×1.12 | → 500台 |
| 南口 | 771台 | ×1.12 | → 850台 |

＜整備の方針と令和7年度の自転車等駐車施設整備台数＞

| [供給台数] | | 平成20年 計画策定時 | 令和2年 7月時点 | 令和7年度 (計画終了) | |
|--------|---------------|----------------|--------------|------------------|----------------|
| 北口 | 公共自転車等駐車場 | 700 | 550 | 現状の水準を維持 → 550 | |
| | 民間自転車等 駐車場 | 一般 | — | 108 | 現状の水準を維持 → 110 |
| | | 建物付帯 | — | — | |
| 南口 | 公共自転車等駐車場 | 1811 | 1586 | 現状の水準を維持 → 1,550 | |
| | 民間自転車等 駐車場 | 一般 | — | — | |
| | | 建物付帯 | — | — | 補助制度等により誘導 → |

【施策取り組みの方向性】

- 現在の整備水準を維持しつつ、利便性の向上に努める。
- 借地による公共自転車等駐車場について、長期的に自転車等駐車場として利用できるよう土地の公有化を進める。
- 無料の自転車等駐車場が1箇所あり、有料化に向けた検討を行う。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc以下）は、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

8. 飛田給駅

【自転車等駐車施設整備台数】

○令和7年度の飛田給駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を現状の水準を維持し、1,350台とする。

<令和7年度の駐輪需要>

| | | |
|------------|-------|------------|
| H31.1 駐輪需要 | 補正 | 令和7年度の駐輪需要 |
| 533台 | ×1.04 | → 600台 |

<整備の方針と令和7年度の自転車等駐車施設整備台数>

| [供給台数] | | 平成20年 計画策定時 | 令和2年 7月時点 | 令和7年度 (計画終了) |
|---------------|------|----------------|--------------|------------------|
| 公共自転車等駐車場 | | 1,355 | 1,355 | 現状の水準を維持 → 1,350 |
| 民間自転車等 駐車場 | 一般 | — | — | 補助制度等により誘導 → |
| | 建物付帯 | — | 120 | |

【施策取り組みの方向性】

- 飛田給駅では現在の整備水準を維持しつつ、利便性の向上に努める。
- 買い物利用による駐輪需要（ちよこつ駐輪）に対応するため、路上駐輪場について検討を進める。
- 市境に近い駅であり、市外からの乗り入れも多いと考えられることから、隣接市からの利用状況を踏まえて、今後も需要と供給のバランスを確認することが必要である。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc以下）は、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

9. 京王多摩川駅

【自転車等駐車施設整備台数】

○令和7年度の京王多摩川駅周辺における公共の自転車等駐車施設整備台数を現状の水準を維持し、500台とする。

<令和7年度の駐輪需要>

| | | |
|------------|-------|------------|
| H31.1 駐輪需要 | 補正 | 令和7年度の駐輪需要 |
| 449台 | ×1.16 | → 500台 |

<整備の方針と令和7年度の自転車等駐車施設整備台数>

| [供給台数] | | 平成20年 計画策定時 | 令和2年 7月時点 | 令和7年度 (計画終了) |
|---------------|------|----------------|--------------|-----------------|
| 公共自転車等駐車場 | | 755 | 479 | 現状の水準を維持 → 500 |
| 民間自転車等 駐車場 | 一般 | — | — | 補助制度等により誘導 → |
| | 建物付帯 | — | — | |

【施策取り組みの方向性】

- 自動車駐車場やその他施設のデッドスペースを開放することにより、小規模でも自転車が停められるよう土地の有効活用などをはかるなどの施策の展開を検討する。
- 民間事業者に対する補助制度を引き続き実施しながら、民間自転車等駐車場の誘導を行う。
- 京王多摩川駅周辺には民間の開発事業計画があり、将来の需要予測が大きく変化することも考えられるため、今後まちづくりの動向を注視しながら判断する。
- 大型自転車の増加への対応を行う。
- 施設の老朽化の対応などの検討を行う。
- 原動機付自転車・オートバイ（125cc以下）は、自転車の駐輪状況をみながら、運用の中で駐車スペースの調整を図っていく。

※シェアサイクルについて…

調布市では、シェアサイクル事業に取り組んでいる民間事業者と連携し市民や来街者への利便性や回遊性の向上を図るため、電動アシスト付き自転車のシェアサイクル事業の実証実験(平成31年4月)を実施しています。主に公共交通網である電車やバスのルートをつなぐ自転車をシェアして利用することによって、市民はもとより仕事や観光などで調布市を訪れる方の移動手段として、また災害発生時や公共交通不通時の代替となる交通手段としても有効な活用が期待できます。今後は、公共施設、公園、飛行場、団地、商店街等さらなるステーションの増設を進めていながら利用促進を図っていきます。



重点的に進める施策

〇市として重点的に進める 26 の計画の施策について駅ごとに以下の通りまとめました。

| 4つの施策 | 26の計画 | 市内全体 | 今後の各駅における取組の状況 | | | | | | | | |
|------------------------|------------------------------------|---------------------------------|----------------|-------|----|----|----|----|-----|----------|-------|
| | | | 仙川 | つづじヶ丘 | 柴崎 | 国領 | 布田 | 調布 | 西調布 | 飛田給 | 京王多摩川 |
| 1. 恒久的な駐車施設の設置 | (1) 既存自転車等駐車施設用地の長期的担保と有効活用 | 計画1 長期賃貸借契約の締結 | ☆ | ☆ | ☆ | | | ☆ | ☆ | | |
| | | 計画2 定期借地権の活用 | ☆ | ☆ | ☆ | | | ☆ | ☆ | | |
| | | 計画3 既存施設の土地の公有化 | ☆ | ☆ | ☆ | | | ☆ | ☆ | | |
| | | 計画4 既存施設の立体化 | | | | | | ☆ | | | |
| | (2) オープンスペースへの自転車等駐車施設の設置 | 計画5 生産緑地の活用 | 実施済み・継続 | | | | | | | | |
| | (3) 連続立体交差事業跡地への自転車等駐車施設の設置 | 計画6 連続立体交差事業跡地への自転車等駐車施設の設置検討 | 実施済み・完了 | | | | | | | | |
| 2. 関係者による自転車等駐車施設の設置推進 | (1) 鉄道事業者による自転車等駐車施設の設置推進への協力 | 計画7 鉄道事業者との自転車等駐車施設設置の協議 | 実施済み・継続 | | | | | | | | |
| | (2) 民間事業者による自転車等駐車施設の設置推進 | 計画8 補助制度の拡大 | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ |
| | | 計画9 補助対象施設の制限緩和 | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ |
| | (3) 商店街買い物客に対応した駐車場所確保のための対応 | 計画10 施設所有者の附置義務強化 | | ☆ | ☆ | ☆ | | ☆ | | ☆ | ☆ |
| | | 計画11 附置義務対象施設の拡大 | | ☆ | ☆ | ☆ | | ☆ | | ☆ | ☆ |
| | | 計画12 商店街による調布市自転車等駐車施設（有料）の借用協議 | | ☆ | | | | | | ※過去に2件実施 | |
| | | 計画13 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討 | | ☆ | ☆ | | | ☆ | | ☆ | ☆ |
| 3. 施設の運営管理の適正化 | 計画14 市内全施設の有料化 | | | ☆ | | | | | ☆ | | |
| | 計画15 利用者のニーズに応える幅広い料金制度の導入 | 実施済み・継続 | | | | | | | | | |
| | 計画16 無人式24時間管理システムの導入検討 | 実施済み・継続 | | | | | | | | | |
| | 計画17 満空情報システムの導入検討 | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | |
| 4. 既存対策の改善・再構築 | (1) 放置禁止区域の拡大 | 計画18 駅から半径約200m以内の路地を放置禁止区域に指定 | 実施済み・完了 | | | | | | | | |
| | (2) 撤去活動の強化と合わせた自転車等駐車施設利用に関する情報提供 | 計画19 撤去活動の曜日、時間帯及び実施エリアの拡大 | | ☆ | ☆ | | | ☆ | | | |
| | | 計画20 集中的撤去へ向けた保管場所の確保 | 実施済み・完了 | | | | | | | | |
| | (3) 撤去・保管・返還に係る費用負担の見直し | 計画21 施設利用に関する情報提供 | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ |
| | | 計画22 保管料金の見直し | 実施済み・継続 | | | | | | | | |
| | 計画23 返還日/時間帯の見直し | 実施済み・継続 | | | | | | | | | |
| (4) 利用・駐車マナー啓発 | 計画24 自転車の利用に関するΔフレットの作成・配布 | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | |
| (5) シェアサイクルの活用等 | 計画25 サイクルステーションの拡大 | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | |
| | 計画26 市民を対象とした利用促進等 | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | ☆ | |

IV 計画の実現化に向けて

〇京王線の地下化が完了したことから、「駅周辺の開発事業に伴う自転車等駐車施設設置への取組み」と、平成29年に自転車活用推進法が施行されたことから「自転車活用推進計画の策定」について追加しました。

(1) 事業化プランの策定

→調布市では、実効性のある事業計画の策定に向けて、速やかに関係者と協議・調整を行い、また、策定された事業計画は、関係者及び市民に速やかに公表します。

更新

(2) 駅周辺の開発事業に伴う自転車等駐車施設設置への取組み

→京王線の地下化に伴う開発事業以外にも開発事業計画等の検討が進んでいることから、合わせて駐輪に関する取組を進めていきます。

追加

(3) 自転車活用推進計画の策定

→平成29年5月に自転車活用推進法が施行され、自転車の活用について政府として総合的・計画的に推進していくことになり、調布市においても、同様の対応が必要となってきています。
→今後は自転車ネットワーク計画も合わせて、本市における総合的な自転車政策に関する計画の策定を検討していく必要があります。

(4) 調布市による計画推進の先導と関係者の緊密な連携・協議、協働

→「調布市自転車等駐車対策協議会」のもと、市は各施策の実施状況および効果・影響などを検証し、計画の進捗管理を行い、必要に応じて施策の改善・見直しを行いながら関係者及び市民に広く公表します。

令和3年 3月発行

調布市 都市整備部 交通対策課 自転車対策係
TEL : 042-481-7420 FAX : 042-481-6800
E-MAIL : koutuu@w2.city.chofu.tokyo.jp

登録番号
(刊行物番号)

2020-235